

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案等の概要について（諮問及び報告）

第179回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課・化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

改正省令案等の概要

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「安衛法等一部改正法」という。）第2条及び第3条の一部の施行に伴い、厚生労働省関係省令等について所要の規定の改正を行うほか、必要な告示及び指針を定める。

2. 改正の概要

（1）個人事業者等に係る規定の改正

労働安全衛生規則等について、個人事業者・機械等貸与者・建築物貸与者等に係る規定の改正を行う。

（2）機械の労働災害防止に係る規定の改正

特定機械等に係る関係省令について、登録設計審査等機関の審査・検査等に係る規定の改正を行う。

（3）営業秘密に係る規定の改正等

労働安全衛生規則等について、代替化学名の通知等に係る規定の改正を行うほか、必要な告示及び指針を定める。

（4）その他所要の改正

労働安全衛生規則等について、高年齢者の労働災害防止のために事業者が講ずべき措置を規定する指針等の公表方法に係る規定の改正等、その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

- （1） 公布日等：令和7年12月～1月（予定）
- （2） 施行日等：令和8年4月1日

(1) 個人事業者等に係る規定の改正

(個人事業者、機械等貸与者、建築物貸与者関係等)

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

省令案の概要

1. 改正の趣旨

- 既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず、個人事業者等による災害の防止を図る観点から、安衛法等一部改正法により、以下の観点から規定の見直しが行われたため、関係省令の規定について、これらに対応した改正を行う。
 - (1) 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に保護・規制の対象とされたこと。
 - (2) 法律上、新たに「個人事業者（事業を行う者で労働者を使用しないもの）」が位置付けられ、「事業者（事業を行う者で労働者を使用するもの）」と合わせて「事業を行う者」とされたこと。
 - (3) 法律上、新たに「作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者）」が位置付けられたこと。
 - (4) 「個人事業者」が法律上位置付けられたことに伴い、「事業者」、「注文者」、「請負人」など、事業主体であるか、作業主体であるかが明確でなかったものについて、事業主体であると整理し、これらに属する作業主体を「〇〇の労働者」、「〇〇に係る作業従事者」等と規定することにより、両者の違いが明確化されたこと。
- 「今後の労働安全衛生対策について」（建議）を踏まえ、労働者と同じ場所で就業する労働者以外の者を保護する観点から、「機械等貸与者（法第33条）」や「建築物貸与者（法第34条）」の措置義務に関し、政令で定める機械等や建築物の追加（第178回安全衛生分科会にて諮問・答申）のほか、建築物貸与者が災害防止の観点から対象建築物の専有部分以外の部分に講ずべき措置を追加するため、関係省令の規定の改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

省令案の概要

2. 改正案の概要

《安衛法等一部改正法に伴う技術的修正》

【安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定】

改正の観点①：法第30条等関連（「関係請負人の労働者」から「関係請負人に係る作業従事者」への修正等）

改正の観点②：法第33条関連（「他の事業者に貸与するとき」から「事業を行う者に貸与するとき」への修正等）

改正の観点③：法第34条関連（「貸与を受けた事業者」から「貸与を受けた事業を行う者」への修正等）

【最高裁判決を踏まえた省令改正に係る規定】

改正の観点④：「作業従事者」が法律上新たに位置付けられたことに伴う改正（「作業に従事する者」から「作業従事者」への修正等）

改正の観点⑤：個人事業者等の保護・規制に当たって、「労働者と同じ場所で就業する場合」を明確化したことに伴う改正（個人事業者関係の規定で「労働者と同じ場所」という趣旨が明確でない規定の修正）

改正の観点⑥：個人事業者や請負人を作業主体として捉える場合に「〇〇に係る作業従事者」と規定したことに伴う改正（個人事業者関係の規定で事業主体と作業主体のどちらを指すかが明確でない規定の修正）

《「今後の安全衛生対策について」（建議）を踏まえた対策の強化》

改正の観点⑦：法第34条に基づく安衛令の改正により対象建築物の範囲が拡大されたことを踏まえた占有部分以外の部分に係る災害防止措置（「墜落危険個所の防護」、「安全な通路の保持」等）の新設

※ その他、上記①～⑦の観点のほか、所要の改正を行う。

改正の考え方と条文イメージ

《安衛法等一部改正法に伴う技術的修正》

【安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定】

【改正の観点①】

- 法第30条等の改正により、連絡調整等の対象が「労働者」から「作業従事者」に拡大されたことに伴い、委任省令において、「関係請負人の労働者」と規定されていたものを「関係請負人に係る作業従事者」に修正する等の改正を行う。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
(事故現場等の標識の統一等) 第六百四十条 特定元方事業者は、 <u>その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人等に周知させなければならない。</u> (以下略)	(事故現場等の標識の統一等) 第六百四十条 特定元方事業者は、 <u>その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。</u> (以下略)

【改正の観点②】

- 法第33条の改正により、機械等貸与者が機械等を「個人事業者」に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことに伴い、委任省令において、「他の事業者に貸与するとき」と規定されていたものを「事業を行う者に貸与するとき」に修正する等の改正を行う。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
(機械等貸与者) 第六百六十五条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、令第十条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として、 <u>事業を行う者に貸与する者とする。</u>	(機械等貸与者) 第六百六十五条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、令第十条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として <u>他の事業者</u> に貸与する者とする。

【改正の観点③】

- 法第34条の改正により、建築物貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことに伴い、委任省令において、「貸与を受けた事業者」と規定されていたものを「貸与を受けた事業を行う者」に修正する等の改正を行う。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
(警報及び標識の統一) 第六百七十八条 建築物貸与者は、貸与する建築物において火災の発生、特に有害な化学物質の漏えい等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の <u>貸与を受けた事業を行う者</u> に周知させなければならない。	(警報及び標識の統一) 第六百七十八条 建築物貸与者は、貸与する建築物において火災の発生、特に有害な化学物質の漏えい等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の <u>貸与を受けた事業者</u> に周知させなければならない。

【最高裁判決を踏まえた省令改正に係る規定】

※最高裁判決を踏まえた省令改正は、大きく2回に分けて行っており施行日等は以下のとおり。以下、それぞれ「第一弾省令」、「第二弾省令」という。

第一弾省令：労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号）令和4年4月15日公布、令和5年4月1日施行

第二弾省令：労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第80号）令和6年4月30日公布、令和7年4月1日施行

【改正の観点④】

- 今回の法改正により、「事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者」として、「作業従事者」（改正安衛法第15条）が法律上新たに位置付けられたことに伴い、第一弾省令及び第二弾省令において「作業に従事する者」と規定していたものを「作業従事者」に修正する等の改正を行う。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
(加熱された炉の修理) 第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理作業を行う際には、当該炉の修理に係る作業従事者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。	(加熱された炉の修理) 第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

【改正の観点⑤】

- 今回の法改正により、個人事業者等を保護・規制の対象とする際に「労働者と同じ場所で就業する場合」であることを明確にしたことに伴い、第一弾省令及び第二弾省令において、「労働者と同じ場所」という趣旨が条文上明らかとなっていない規定について必要な修正を行う等の改正を行う。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
(原動機、回転軸等による危険の防止) 第一百条 事業者は、労働者が作業を行う作業場において、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。 2～4 (略) 5 第一項の規定に基づき踏切橋の設備が設けられた作業場において作業に従事する作業従事者は、踏切橋を使用しなければならない。	(原動機、回転軸等による危険の防止) 第一百条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。 2～4 (略) 5 第一項の規定に基づき踏切橋の設備が設けられた作業場において作業に従事する者は、踏切橋を使用しなければならない。

【改正の観点⑥】

- 今回の法改正により、「個人事業者」や「請負人」それ自体は、作業主体ではなく、事業主体を指すことと整理され、作業主体として指す場合は、「個人事業者に係る作業従事者」とする等、事業主体と作業主体のどちらを指すのかに応じて両者を明確に書き分ける形で規定されたことに伴い、第一弾省令において、作業主体としての「請負人」を指すにも関わらず、それが明確に表現されていない箇所について、必要な修正を行う等の改正を行う。

四アルキル鉛中毒予防規則 改正後	四アルキル鉛中毒予防規則 改正前
(装置等の修理等に係る措置) 第五条 (略) 2 (略) 3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、同項第一号ただし書の場合は、第一号の事項について、当該請負人に係る作業従事者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。 一 第一項第一号の措置を講ずる必要があること 二 第一項第一号の汚染を除去する作業に従事するときを除き、同項第二号の保護具を使用する必要があること	(装置等の修理等に係る措置) 第五条 (略) 2 (略) 3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、同項第一号ただし書の場合は、第一号の事項について、当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。 一 第一項第一号の措置を講ずる必要があること 二 第一項第一号の汚染を除去する作業に従事するときを除き、同項第二号の保護具を使用する必要があること

《「今後の安全衛生対策について」（建議）を踏まえた対策の強化》

【改正の観点⑦】

- 法第34条に基づく安衛令の改正により、建築物貸与者による措置義務の対象となる建築物の範囲を「事務所又は工場の用に供される建築物」から、「事務所、工場その他の事業の用に供される建築物」に拡大されたことに伴い、共用部分における「墜落危険個所の防護」、「安全な通路の保持」等労働災害防止に必要な措置について新たな規定を設ける。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<u>（共用部の作業床の設置等）</u> <u>第六百七十九条 建築物貸与者は、貸与する建築物のうち、貸与を受けた二以上の事業を行う者に共用部分において、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により事業を行う者の労働者（以下この条において単に「労働者」という。）に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。</u> <u>2 建築物貸与者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</u>	（新設）

運用にあたっての対応

改正内容の円滑な施行のため、通達等で示す事項（案）①

《安衛法改正を踏まえた総論的事項》

- 改正の趣旨（第4条、第9条、第15条、第15条の3、安衛法第25条の2、第26条、第27条、第29条、第29条の2、第30条、第30条の2、第30条の3、第31条、第31条の2、第31条の3、第31条の4、第32条、第33条、第34条、第97条関係）
- 「個人事業者等」の範囲（フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく「特定受託事業者」、家内労働法に基づく「家内労働者」との違い等）や重複適用の考え方
- 個人事業者等が「労働者と同じ場所」以外の場所で就業する際の改正法に基づく措置と同様の措置の推奨

《今回の省令改正に関する個別的事項》

- 法第15条等関係（注文者等が講ずべき措置）
 - ・ 法第15条に規定する「作業従事者」の範囲（現場の実情を踏まえた具体例）
 - ・ 「元方事業者による建設現場安全管理指針」、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」等の改正
- 法第33条関係（機械等貸与者等の講ずべき措置）
 - ・ 法第33条第1項の規定に「労働者と同じ場所」の要素を含めないことについての考え方
 - ・ 貸与を受けた機械等を操作する者が「その使用する労働者でないとき」に該当する範囲について
 - ・ 「個人事業者本人」が機械等を操作する場合における労働災害防止上必要な事項等の「通知」や資格又は技能の「確認」の取扱いについて
 - ・ 機械等を「相当の対価を得て業として」貸与する場合（安衛則第665条）に該当しない貸与（作業を請け負わせた個人事業者に一時的に使用させる等）における機械等貸与者等が講ずべき措置に準じた措置の推奨

※ 令和9年4月から個人事業者等に新たに義務付けられる措置（構造規格を具備した機械等の使用や定期的な自主点検、危険有害な機械等の操作に関する特別教育）の周知の観点も含む。

改正内容の円滑な施行のため、通達等で示す事項（案）②

《今回の省令改正に関する個別的事項》【つづき】

- 第34条関係（建築物貸与者の講ずべき措置）
 - ・ 「屋外駐車場」など建築物に該当しないものを貸与する場合や、事業の用に供する建築物を「2以上の個人事業者のみ」に貸与する場合における建築物貸与者が講ずべき措置に準じた措置の推奨
- 最高裁判決を踏まえた第一弾省令、第二弾省令関係
 - ・ 安衛法改正を踏まえて規定の修正を行った点の考え方
 - ・ 作業に従事する者（作業従事者）に対し、「立入禁止等の遵守」を義務付けている規定については、改正安衛法第26条の規定により、新たに罰則が適用されること

《今回の省令改正以外の個別的事項（令和8年4月施行分）》

- 第4条関係（労働災害防止に関する措置への協力）
 - ・ 改正安衛法第4条（労働災害防止に関する措置への協力）の規定に基づく措置には、第一弾省令にて改正された規定に基づき、事業者から周知を受けた事項の遵守等が含まれること
- 第97条関係（申告制度）
 - ・ 個人事業者等が労働基準監督署等に申告することが可能な労働安全衛生関係法令の条文についての考え方
 - ・ 不利益取扱いに該当する行為の例示

<参考>

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

個人事業者等自身に措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適当ではないか。

事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適当ではないか。
- 個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合

対応案

- 法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めることとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 「労働者と異なる場所で就業する場合」や「法令に基づく措置が困難な場合」であっても、個人事業者等に対して最大限の保護がなされるように取り組むべき。
- 個人事業者の災害防止を考えるならば、規制を課すのは安衛法上労働者と同じ場所で働く場合だけでなく、法改正を行い、個人事業者を定義し、労働者と異なる場所で就業する場合であっても、類似の作業を行う場合には規制の対象とすべきではないか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

ア 機械等の安全の確保

対応案

- 労働安全衛生法上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることを踏まえれば、使用禁止とする対象機械や、実施を義務付ける定期自主検査等の範囲、定期自主検査等の対象機械等については、労働者保護の観点から事業者に義務付けられているものと同一の範囲としてはどうか。
- 対象機械等を個人事業者等自身が持込む場合には、定期自主検査等は自らが行うことが可能であるが、事業者が労働者に使用させているものを一時的に使用する場合には、個人事業者等が直接、定期自主検査等を行うことが現実的でない場合もあるため、新たに義務付けられる措置の具体的な実施方法等を省令や通達で明確にすることとしてはどうか。
- 個人事業者等が義務付けられた行為を行わなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- 機械等の使用後の保管・管理など、個人事業者等自らが持ち込んで使用する機械等の管理等に関する事項や事業者が機械等を個人事業者等に一時的に貸与する場合における留意事項等をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- また、労働者とは異なる場所で、機械等を個人事業者等が使用する場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、構造規格を具備していない機械等の使用禁止や定期自主検査等の実施が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者に対し、事業者から一時貸与する機械等について、定期検査が実施されているかどうかを確認することを求めるのであれば、事業者に対しては個人事業者への定期検査の実施状況の通知を義務付けるべき。
- 請負契約書において「定期自主検査については個人事業者が事業者に代わって実施する」旨が明記される場合も考えられる。このような場合の検査費用については、安全衛生経費として請求に盛り込めることを明らかにすべき。
- 個人事業者に対して、事前に法令違反になる可能性があることをしっかりと周知されることが大前提であり、個人事業者保護の観点から、しっかりと周知が行き届くまでの間は罰則の適用を猶予するなどの措置を検討すべき。
- 事業者から個人事業者等に対する通知の義務付けについては、現行法令との整合性も踏まえた検討が必要。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

ウ 事業者が作業の一部を請負わせる個人事業者等に対して講じる措置への対応

【個人事業者等が講ずべき措置の罰則について】

対応案

- 義務付けられた措置を遵守しなかったことに起因する被害の程度は、労働者が立入禁止等の措置を遵守しなかった場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- また、安衛法第 22 条と同様に危害防止措置を定めているそれ以外の条文との間で、罰則に差を設ける合理的な理由はないため、同様の考えとすることとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者等に対する罰則のあり方については、全体的なバランスを考えて検討する必要がある。周知が行き届くまでについては、罰則の適用を猶予すること等も含めて検討すべき。

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

【事業者から周知を受けた内容の遵守について】

対応案

- 労働安全衛生法第4条に基づき、労働者に対して努力義務が課されている内容を踏まえ、個人事業者等に対しても、災害を防止するために必要な措置を講ずるよう努める必要がある旨を法令により明確化することとしてはどうか。
- 法第22条に基づき事業者から周知された事項の遵守等については、上記にて新たに創設する規定に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない事項の例示として、ガイドライン等により示すこととしてはどうか。

ア 注文者の責務の範囲の明確化

対応案

- 建設工事以外の注文者にも工期等について配慮を求めることが必要であることから、同条の条文が建設業に限らず全ての注文者が対象である旨を規定上も明確にとしてはどうか。
- 無理な工期・納期の設定や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨はガイドライン等で明確にとしてはどうか。
- 安衛法第3条第3項は、全ての注文者が対象であり、注文した仕事を直接請け負った請負人が行う場合に限らず、数次請負契約によって行われる場合についても、注文した仕事について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない趣旨である旨をガイドライン等で明確にとしてはどうか。
- 注文した仕事の安全衛生の確保を図る上で、注文者による対応に加え、適切な作業環境の確保や作業内容、作業条件等をあらかじめ明確にしておくなど、注文に当たって安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないようにするために注文者が作業場所を管理する者等に対して求めることが必要な措置の内容等をガイドライン等で示し、関係者に周知・啓発を図ることとしてはどうか。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

イ 建設業等における混在作業現場における連絡調整

対応案

- 個人事業者等であっても、元方事業者が統括管理する「一の場所」において混在作業を行う場合には、「混在作業による労働災害」に影響を及ぼすおそれがあることから、規定上、混在作業における元方事業者の統括管理の対象に含まれることを明確にしてはどうか。
- 義務付けられた措置を遵守しなかったことにより、混在作業時に周囲の労働者に対しても被害が及ぶ可能性があることから、個人事業者等が講ずべき措置については、関係請負人や労働者に実施が義務付けられているものと同一としてはどうか。
- また、義務付けられた措置を実施しなかったことに関する被害の程度は、関係請負人や労働者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても関係請負人や労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者等が元方事業者の統括管理の対象に含まれる旨は条文を書き換える形での明確化を図るべき。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

ア 機械等貸与者等の講ずべき措置等（法第33条）

対応案

- 貸与された機械等による危険性は、貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしておく。
- 個人事業者等を保護し、規制を課すのは安衛法上は労働者と同じ場所で働く場合であることを踏まえれば、機械等貸与者に措置を義務付けるのは個人事業者等が労働者と同じ場所で働く場合とすべきであるが、機械等貸与者が
 - ①事業者であるか個人事業者等であるか
 - ②個人事業者等の場合に労働者と同じ場所で使用するか否かを判断することは困難であるため、個人事業者等に貸与する場合にも事業主に貸与する場合と同様の措置を機械等貸与者に義務付けることとしてはどうか。
- 法第33条で労働災害を防止するための措置を求められている機械は、運転の業務に当たり必要な資格等が定められていて、（機械のリースが一般的な）不特定の場所に自走する機械であるため、これらの条件を同様に満たすフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加してはどうか。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 ー発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置の在り方ー

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

イ 建築物貸与者の講ずべき措置（法第34条）

対応案

- 貸与された建築物等による危険性は貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。
- 災害の実態を踏まえ、あらゆる場所で、建築物等の管理に起因する労働災害が発生しうることから「建築物」の範囲を事務所、工場に限らず事業の用に供される建築物としてはどうか。また、屋外駐車場等、建築物には当たらないものを貸与する場合は、貸与者に求める措置をガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 建築物貸与者の講ずべき措置については、共用の避難器具の表示・有効保持や警報設備の設置・有効保持などに加え、災害の実態を踏まえ、貸与を受けた者の占有部分以外の部分における墜落危険箇所の周知や安全な通路の確保等、災害の原因となっているものも追加してはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 屋外駐車場など、建築物に該当しない場所についても、リスクに応じた措置が徹底されるよう、ガイドライン等に基づく指導の対象とすべき。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 — 申告制度 —

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

【個人事業者等による労働基準監督署等への申告について】

対応案

- 労働者の場合とは異なり、個人事業者等を保護する観点から事業者等に措置の実施が義務付けられているのは、一定の場合に限られるため、労働基準監督署等に対して申告ができることとするのは、そのような場合に限ることとし、具体的な対象条文については、通達等で明確にすることとしてはどうか。
- 事業者等は、個人事業者等に対して仕事を請負わせる注文者である場合のほか、事業者、機械等や建設物の貸与者である場合があり得るため、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、それぞれの立場において想定される不利益取扱いの全体像を通達等で例示することとしてはどうか。
- 不利益の範囲は、労働者の場合と必ずしも一致するものではないが、個人事業者等は事業者等から仕事の注文を受けて事業を行うという「事業者側面」だけではなく、受注した仕事に係る作業を自らが行うという「作業側面」も有することから、申告制度の実効性を確保する観点からは労働者の場合に事業者
者に課されるものと同等のものとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 申告制度の対象となる条文については、現行法令も含め精査の上、分科会にお示しいただきたい。
- 不利益取扱いの例示について、法令と通達でどのように切り分けて明示するか整理する必要があるため、分科会にお示しいただきたい。

（参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（個人事業者関係①）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。
- 二 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。
- 三 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。
- 四 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。
- 五 本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（個人事業者関係②）

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。（参一と同様。）
- 二 労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。
- 三 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。（参二と同様。）
- 四 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。（参三と同様。）
- 五 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。（参四と同様。）
- 六 個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。
- 七 本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。（参五と同様。）
- 二十 事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。
- 二十九 芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができるとする児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。

(2) 機械の労働災害防止に係る規定の改正

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) 機械の労働災害防止関係の省令改正案の概要 ①

1. 改正の趣旨

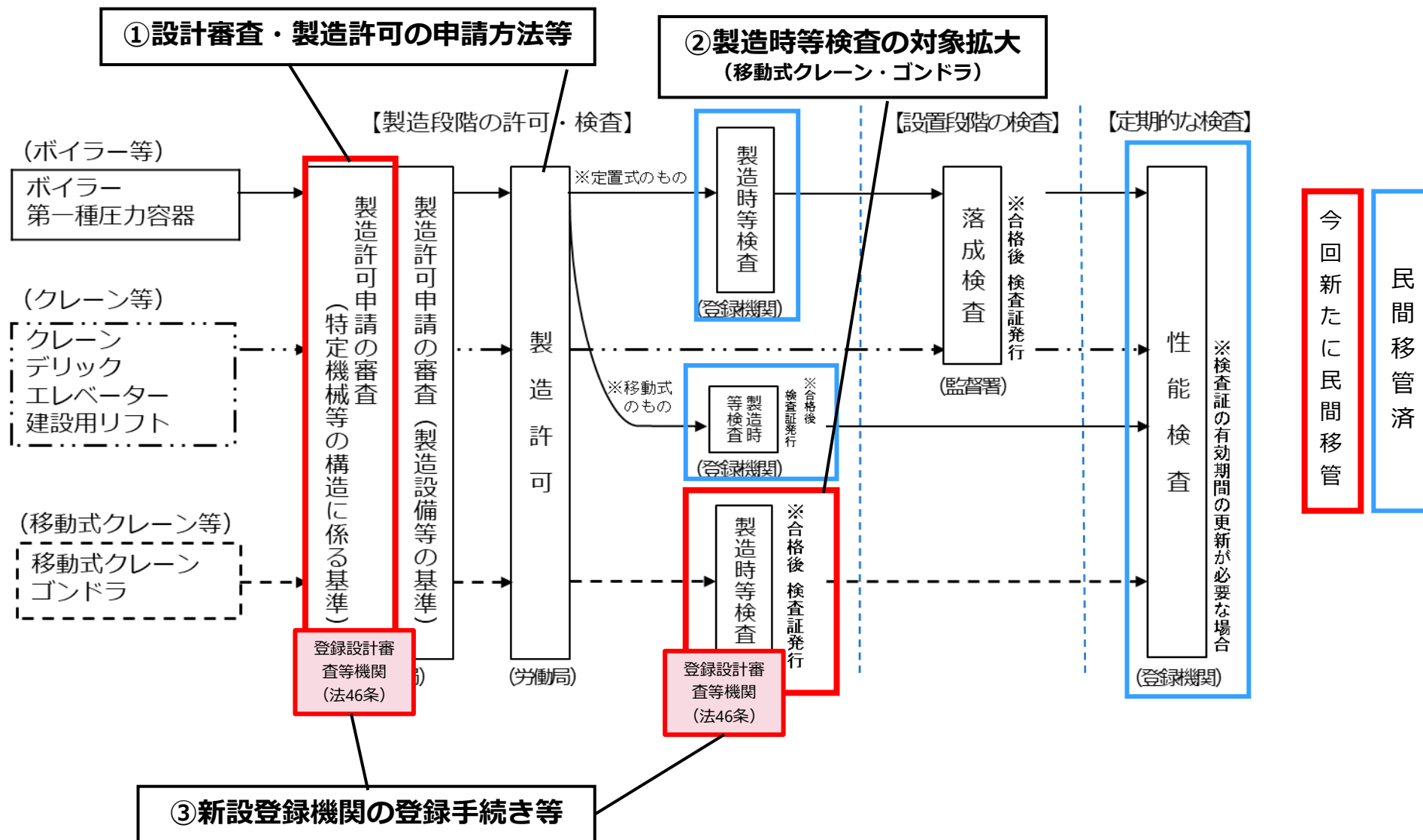
- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）に義務付けられている製造許可及び製造時等検査について、設計・検査手法の高度化・専門化等を踏まえ、特定機械等の安全性を確保した上で十分な技術的知見を有する民間機関を活用して効率化を図るため、製造許可のうち設計審査（特定機械等の設計が構造に関する技術的基準に適合するかどうかの審査）やすべての製造時等検査を登録機関が実施することとされた。

安衛法等一部改正法において、以下の規定の見直しが行われたため、関係省令の規定を整備する。

- (1) 製造許可のうち設計審査について、**厚生労働省令に定める方法**により申請を受けた登録設計審査等機関が実施することとし、製造許可申請時に**厚生労働省令に定める書類**を添付することとされたこと。
⇒厚生労働省令（要点①（設計審査・製造許可の申請方法等））
- (2) 民間機関が製造時等検査を実施する対象を移動式クレーン・ゴンドラに拡大し、これらを製造、輸入した者は、既に移管されたボイラー、第一種圧力容器と同様、**厚生労働省令に定める手続きや実施方法等**により登録設計審査等機関の製造時等検査を受けることとされたこと。
⇒厚生労働省令（要点②（製造時等検査の対象拡大））
- (3) (1)・(2)の業務を行う登録設計審査等機関の規定を設け、**厚生労働省令の定める手続き等**により、**厚生労働省令に定める地域区分**で業務を行う登録設計審査等機関の登録・更新や届出等を行うこととされたこと。
⇒厚生労働省令（要点③（新設登録機関の登録手続き等））

- その他所要の改正を行う。

(2) 機械の労働災害防止関係の省令改正案の概要 ②



(2) 機械の労働災害防止関係の省令改正案の概要 ③

2. 改正案の概要

改正の要点①

(設計審査・
製造許可の
申請方法等)

- ・ 製造許可のうち設計審査について、既存の製造許可の中で設計審査に当たる部分の手続きを参考に、登録設計審査等機関に設計審査を申請する様式や添付資料、設計審査結果の様式を定めるとともに、製造許可申請にこれを添付するものとする。

改正の要点②

(製造時等検査
の対象拡大)

- ・ 移動式クレーン・ゴンドラの製造時等検査について、既存の都道府県労働局による検査方法等を参考に、登録設計審査等機関に対する移動式クレーン、ゴンドラの製造時等検査申請、検査方法や合格時の検査証交付について定める。
- ・ なお、製造時等検査は、原則として設計審査を行った登録設計審査等機関が行うものとする。

改正の要点③

(新設登録
機関の登録
手続き等)

- ・ 新設登録機関の登録手続き等について、既存の登録製造時等検査機関の規定と同様に、登録設計審査等機関の登録・更新、業務規程や審査・検査結果の届出、関係帳簿の保存、業務廃止時の届出等について規定することとする。
- ・ 登録設計審査等機関の登録時の地域区分を、7ブロックの地域区分※等と定める。

※北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州、本邦全域、外国

※ その他、上記①～③のほか、所要の改正を行う。

<参考>

ひと、くらし、みらいのために

今後の製造許可及び検査制度等の在り方(案)②

(検査の高度化・専門化、国際潮流等を踏まえた検査主体の在り方について)

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料5 抜粋

製造時等検査の民間移管

- 製造時等検査が必要な特定機械等すべてについて**製造時等検査を登録機関が実施**できることとしてはどうか。
- その際、設計審査と製造時等検査は一連の流れであることから、設計審査と製造時等検査を同一の機関に担わせることとしてはどうか。

外国で製造された特定機械等の検査

- 外国で製造された機械に対する外国における製造時等検査については、引き続き、外国登録製造時等検査機関による製造時等検査を認めてはどうか。

検査証の交付

- 落成検査を行わない機械等については**設計審査及び製造時等検査を行った機関**が検査証を交付してはどうか。

今後の製造許可及び検査制度等の在り方(案)③ (設計審査及び製造時等検査を行う機関の適正な業務遂行の担保について)

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料5 抜粋

登録機関の要件

- 現行の登録制度と同様に、次の要件に適合する者を登録する規定としてはどうか。
 - ✓ 設計審査及び製造時等検査（以下、「設計審査等」という。）を行うこと
 - ✓ 法令に定める機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うこと
 - ✓ 一定程度の知識経験を有する設計審査等を行う者（審査員及び検査員）が一定数以上であること
 - ✓ 審査員及び検査員の者のうち、一定程度の知識経験を有する者に、それぞれ、設計審査及び製造時等検査の指揮、及び業務の管理を行わせること
 - ✓ 製造者に支配されている等の欠格事由に該当しないこと

登録機関の事業の範囲

現在、ボイラー・第一種圧力容器の製造時等検査の民間移管は都道府県ごととなっており、管轄する製造メーカーの製造数等により、登録機関がない空白地が発生している。今回の改正により民間移管する移動式クレーン等は、メーカーの立地により大きな偏りがあるため、空白地がより一層増加する可能性が高い。このため、

- 登録は、機械等の区分及び地域（複数の都道府県に跨る地域ブロックを想定）ごとに行うこととし、地域ごとに設計審査等を行わせることとしてはどうか。

登録機関に実施を義務づける事項

- 現行の登録製造時等検査機関に課されている義務と同様に、次の項目の実施を義務付けてはどうか。
 - ✓ 設計審査等の実施を求められたとき、正当な事由がある場合を除き設計審査等を行うこと
 - ✓ 設計審査等について登録要件にある一定程度の知識経験を有する者等に実施させること
 - ✓ 法令で定める基準に従って設計審査等を行うこと
 - ✓ 製造時等検査により生ずる危険を防止するために必要な措置を講じること

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（機械関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十一 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。）

(3) 営業秘密に係る規定の改正等

1 省令案について（諮問）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（営業秘密関係）（諮問）

1. 改正の趣旨

- 令和4年以降に行われた労働安全衛生法（昭和47年法律57号）に基づく委任政省令の改正により、危険性・有害性が確認された全ての物質を対象とした自律的管理制度に順次移行しており、令和8年4月には、自律的管理の化学物質は約2,900物質となることが予定されている。

対象物質の増加に伴い、通知制度の対象となる成分の情報が企業の営業秘密に該当するケースが想定されるため、リスクアセスメントの実施に支障がないことを前提に、営業秘密を保持できるようにする必要があるとされた。

安衛法等一部改正法においては、以下の趣旨の規定が設けられたため、関係省令の規定を整備する。

- (1) 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して^①厚生労働省令で定める化学物質である成分の情報が営業秘密に該当する場合には、代替化学名又は^②厚生労働省令で定める事項を通知することをもって、法令上の通知に代えることができることとされたこと。
→厚生労働省令（要点①（対象物質）、②（通知事項））
- (2) 代替化学名等の通知を行った者は、^③厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の^④厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないとされたこと。
→厚生労働省令（要点③（記録方法）、④（記録事項））
- (3) 医師による診断、治療その他の^⑤厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、医師の求めに応じて、^⑥厚生労働省令で定めるところにより、当該成分の情報を当該医師に開示しなければならないとされたこと。
→厚生労働省令（要点⑤（開示を要する医師の行為）、⑥（開示方法））
- (4) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な^⑦指針を公表するものとする
→指針
とされたこと。
- (5) 上記に定めるほか、通知に関し必要な事項は、^⑦厚生労働省令で定めるとされたこと。
→厚生労働省令（要点⑦（緊急連絡先））
- その他所要の改正を行う。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（営業秘密関係）（諮問）

2. 改正の概要

- 改正の要点①**：代替化学名等による通知を認める化学物質について、リスクアセスメントの実施に支障がないものとして厚生労働大臣が定めるものとする。
（対象物質）
- 改正の要点②**：要素の置換又は削除を行っても、それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、代替化学名の通知では成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、人体に及ぼす作用を通知することをもって成分の情報の通知に代えることができることとする。
（通知事項）
- 改正の要点③**：代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）は、当該通知に係る通知対象物の成分等の記録を5年間保存することと定める。また、保存期間中に事業を廃止しようとするときは、当該記録を所轄労働基準監督署に提出することとする。
（記録方法）
- 改正の要点④**：代替化学名等の通知を行った者（代替化学名等通知者）が記録すべき事項（①成分、②代替化学名等、③製品の名称、④製品に含有されている全成分の名称及び含有量）を定める。
（記録事項）
- 改正の要点⑤**：医師の求めに応じて成分の情報を開示しなければならない医師の行為は、医師による診断、治療のほか、産業医及びその他の医師による労働者の健康管理と定める。
（開示を要する医師の行為）
- 改正の要点⑥**：医師による診断、治療の行為のため開示を求められた場合には、成分の情報を直ちに開示しなければならない旨定める。また、産業医等から労働者の健康管理のために必要な成分の情報の開示を求められた場合には、秘密保持を条件に速やかに開示しなければならない旨定める。
（開示方法）
- 改正の要点⑦**：通知事項として代替化学名等の通知を行う者の緊急連絡先等を定める。
（緊急連絡先）

※ その他、上記①～⑦の要点のほか、所要の改正を行う。

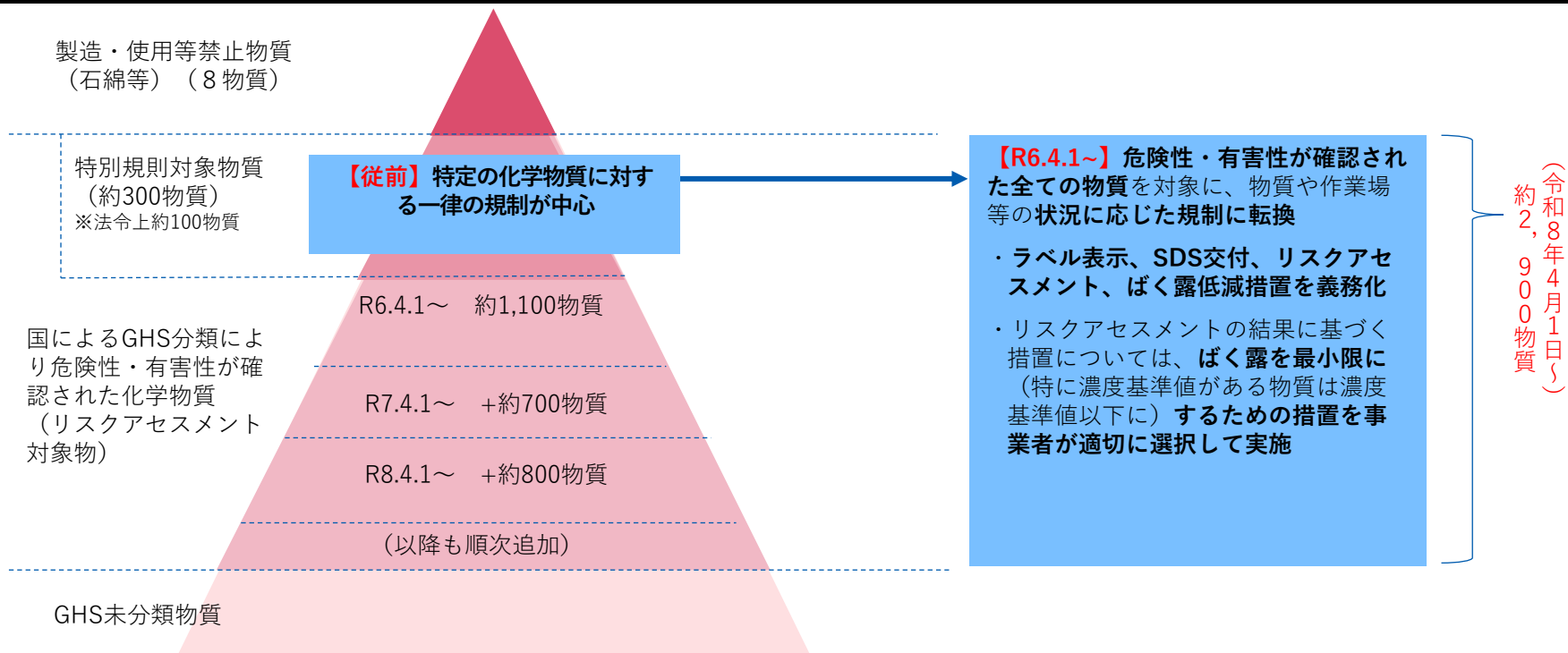
< 参考 >

ひと、くらし、みらいのために

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

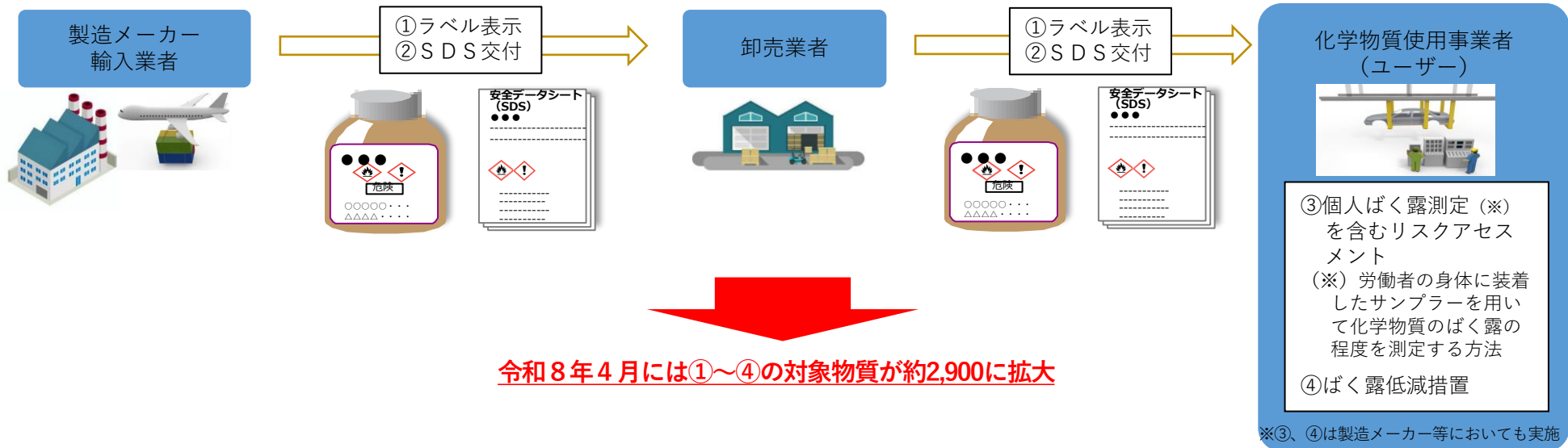
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。
（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

論点3：営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等が認められる対象について

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

論点：国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)では、企業の営業秘密情報の保護を保証すべきとされ、営業秘密情報の保護に関する原則や考慮事項等が示されており、EU等の諸外国では既に対応が進んでいる。

一方、安衛法第57条の2第1項第2号では、SDSに記載する事項として「成分及びその含有量」が規定されており、成分を通知しないことは認められていない。

国際的な動向も踏まえリスクアセスメントの実施に支障のない範囲として、営業秘密として成分名を代替名表示等ができる化学物質の有害性の範囲及び含有量の表示方法等についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

国際的な動向を踏まえ、**GHSの考え方に基づき、リスクアセスメントの実施に支障がない等、SDS等交付制度の趣旨を損なわない範囲において代替名等の通知を認める。**

具体的には、

- 成分名は、**重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分1に該当する場合等（P23参照）を除き、営業秘密に該当する場合は非開示の対象とすること。**

※ 発がん性を有するもの等の一定の有害性を有する物質、混合物の含有量がGHS（JIS）の濃度限界以上の場合、特化則等の特別規則の適用対象物質等の法令で規制されている物質等は**代替名等の通知は認めない。**

- 含有量は、非開示の対象とはせず、上記の成分名の非開示対象の物質の含有量は、（安衛則第34条の2の6※に規定された）10%刻みの表示を原則とすること。**

※ 特別規則等で規定されている一定の化学物質について、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについて、10%刻みでの通知を認めるもの。
(報告書Ⅳ第2、第3)

論点 4 : 営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等をする場合の譲渡・提供者の義務等について

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

論点：SDS等の通知において、営業秘密に該当する化学物質の代替名表示等を認める場合、化学物質の譲渡・提供者に対する法令上の義務等についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

- ・ 営業秘密による非開示とする場合、**「営業秘密」であることを通知**すること。
- ・ **一定の条件（P23参照）に従い、非開示^{注1}が認められる物質のみ**について、**成分の通知義務が免除される**こと。
- ・ 上記の場合において、**代替名その他の情報^{注1}を譲渡・提供先に通知しなければならない**こと。
- ・ 成分名を非開示とし、代替名その他の情報を通知した場合、通知者は**非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から5年間^{注2}保存しなければならない**こと。
- ・ 厚生労働大臣は、代替名その他の情報の内容を決定するために必要な指針を公表すること。

（注1）代替名を開示することにより、営業秘密を保持できない場合は、非開示成分の危険有害性区分等の危険有害性情報を通知することで代えることができる。

（注2）安衛則第577条の2第5項において、リスクアセスメント対象物の健康診断結果を5年間保存することが義務付けられているため、産業保健上の理由による営業秘密情報の開示請求に応じられるよう、5年間の記録保存を義務付ける趣旨である。なお、法令で30年間の健康診断結果の記録の保存が義務付けられている特別管理物質やがん原性物質は、営業秘密による非開示の対象とはならない。

（報告書Ⅳ第3、第4）

Ⅳ 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

第3 リスクアセスメントの実施に支障のない範囲として、営業秘密として非開示にできる化学物質の有害性の範囲及び濃度

1 一定の有害性を有する物質の成分名の非開示の範囲

(1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性の有害性を有するものは、有害性区分に関わらず、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 混合物の場合は、含有量が濃度限界を下回ることにより混合物としての有害性の分類で有害性が区分されないものを除く。

(2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性を有するものは、成分名の非開示の対象とすべきでない。

(3) 皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露）を有するものは、区分1に該当する場合は成分名の非開示の対象とすべきでない。

(4) 急性毒性を有するものについては、成分単体として区分1～3に該当する物質は、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 混合物の急性毒性の有害性区分は、急性毒性の区分のある全ての成分を濃度で加重平均して混合物の急性毒性値（ATE）をばく露経路別に計算し、判定基準に照らして区分することが通常。このため、混合物としての有害性区分で非開示の対象物質を判断することは困難であり、成分単体の有害性区分によって非開示の対象を判断すべき。

2 混合物の有害性区分に影響を与える濃度に係る非開示の範囲、法令で規制されている物質の開示

(1) 含有量がGHS（JIS）の濃度限界以上の場合は、混合物の有害性の区分に影響し、リスクアセスメントの実施に支障のない範囲とはいえないことから、成分名の非開示の対象とすべきでない。

(2) 法令で個別の対応が義務付けられている、特化則等の特別規則の適用対象物質、皮膚等障害化学物質に該当する物質及び濃度基準値が設定されている物質については、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 急性毒性については、混合物の急性毒性値（ATE）によって有害性区分が決定されるため、濃度限界に係る制限は適用しない。

論点5：営業秘密の保持のため、SDS等で代替名表示等をした場合の医療上の緊急事態及び産業保健上で必要な場合等の情報開示について

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

論点：代替名等を通知した化学物質に関して、①医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、②産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、③営業秘密情報が適切に設定されているかを確認するため、労働基準監督機関による確認が必要になる場合の情報開示についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

【①医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合】

化学物質にばく露したことによる健康障害が生じた又は生じるおそれのある場合、その診断又は治療のため、成分名の開示が必要になる場合がある。このため、

- ・ **医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示することを義務づけること。**

【②産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合】

化学物質にばく露したおそれのある労働者に対する健康診断等により、有所見や健康影響を把握した場合等において、産業保健上の理由により代替名等を通知した化学物質の成分名を特定する必要がある。このため、

- ・ **産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示することを義務づけること。**

【③営業秘密情報が適切に設定されているかを確認するため、労働基準監督機関による確認が必要になる場合】

- ・ **労働基準監督機関から求められた場合に報告（非開示情報の開示）等に応じる義務を課す。**
- ・ **営業秘密により、成分名の非開示を行った化学物質の譲渡・提供を行い、当該情報の記録・保存をしている事業者が、当該事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に当該営業秘密情報の記録を提出することを義務付けること。**

（報告書Ⅳ第5、第6）

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）
附帯決議（化学物質関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。）

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。（参十と同様。）

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。

(3) 営業秘密に係る規定の改正等

2 告示案について (報告)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの (告示案)の概要(報告)(営業秘密関係)

1. 告示案の趣旨

- 本告示は、省令改正の要点①に基づき、リスクアセスメントの実施に支障がないものとして厚生労働大臣が定めるものを規定するもの。

2. 告示案の概要

- 通知対象物のうち、下記の①～③のいずれにも該当するものを、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高くない物として定める。

有害性に関する基準

- ① 法令の規制による基準として、次のいずれにも該当しないもの

- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の適用対象物質
- 濃度基準値が設定される物質
- 皮膚等障害化学物質等

- ② 有害性区分による基準(国及び事業者による危険性・有害性の分類※の結果)の次のいずれにも該当しないもの ※令和7年3月31日までの分類

- 重篤な健康障害を生ずる有害性クラス
(生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性)



有害性が区分されているもの

(当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度(濃度限界)未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。)

毎年更新を予定

- 特定の有害性クラス

(呼吸器感作性、皮膚感作性、誤えん有害性、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)又は特定標的臓器毒性(反復ばく露))



区分1に該当するもの

- 急性毒性



区分1～3に該当するもの

濃度に関する基準

- ③ 混合物中の化学物質の濃度による基準として、次に該当するもの(濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る)

- 化学物質の成分の含有量



濃度限界未満であるもの

3. 告示日等

告示日：令和7年12月～1月(予定)

適用期日：令和8年4月1日

Ⅳ 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

第3 リスクアセスメントの実施に支障のない範囲として、営業秘密として非開示にできる化学物質の有害性の範囲及び濃度

1 一定の有害性を有する物質の成分名の非開示の範囲

(1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性の有害性を有するものは、有害性区分に関わらず、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 混合物の場合は、含有量が濃度限界を下回ることにより混合物としての有害性の分類で有害性が区分されないものを除く。

(2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性を有するものは、成分名の非開示の対象とすべきでない。

(3) 皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露）を有するものは、区分1に該当する場合は成分名の非開示の対象とすべきでない。

(4) 急性毒性を有するものについては、成分単体として区分1～3に該当する物質は、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 混合物の急性毒性の有害性区分は、急性毒性の区分のある全ての成分を濃度で加重平均して混合物の急性毒性値（ATE）をばく露経路別に計算し、判定基準に照らして区分することが通常。このため、混合物としての有害性区分で非開示の対象物質を判断することは困難であり、成分単体の有害性区分によって非開示の対象を判断すべき。

2 混合物の有害性区分に影響を与える濃度に係る非開示の範囲、法令で規制されている物質の開示

(1) 含有量がGHS（JIS）の濃度限界以上の場合は、混合物の有害性の区分に影響し、リスクアセスメントの実施に支障のない範囲とはいえないことから、成分名の非開示の対象とすべきでない。

(2) 法令で個別の対応が義務付けられている、特化則等の特別規則の適用対象物質、皮膚等障害化学物質に該当する物質及び濃度基準値が設定されている物質については、成分名の非開示の対象とすべきでない。

※ 急性毒性については、混合物の急性毒性値（ATE）によって有害性区分が決定されるため、濃度限界に係る制限は適用しない。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）
附帯決議（化学物質関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すること。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。）

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すること。（参十と同様。）

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。

(3) 営業秘密に係る規定の改正等

3 指針案について (報告)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（案）の概要（報告）（営業秘密関係）

1. 指針案の趣旨

本指針は、法第57条の2第8項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために、適用範囲や記載方法の詳細等の必要な基本的事項について規定するものであり、通知対象物譲渡者等に対して指導を行う事由となるもの。

2. 指針案の概要

○基本的な考え方

通知対象物譲渡者等がSDSを交付等するに当たり、GHSにおいても、企業の営業秘密情報の保持を保証すべきとされつつも、それによって作業者や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、とされていることから、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合にのみ、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとする。

○適用範囲

リスクアセスメントの実施に支障がない範囲内（労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれの程度が高くない物）で厚生労働大臣が定めるものの成分の情報が、営業秘密（秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないもの）に該当する場合。

○記載方法等（詳細は参考資料参照）

代替化学名は、化学名を構成する要素を1つないし2つ一般名へ置換又は削除することにより設定する。なお、対象物の種類が少ない等の理由により、代替化学名によっても成分情報が特定される場合に限り、代替化学名に代わり、「人体に及ぼす作用」を通知することが認められる。

○その他の留意事項

- ・ SDS上では、化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」である旨明示すること。
- ・ 医師から情報開示を求められること等を想定し、SDSには緊急連絡先を記載すること。
- ・ 代替化学名等の情報に関しては、5年間記録を保存すること 等

3. 公示日等

公 示 日：令和7年12月～1月（予定）

適用期日：令和8年4月1日

代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等

（１）代替化学名の記載方法

代替化学名は、（２）の４要素のいずれか１つを一般名へ置換又は削除することにより設定する。ただし、構造が単純である等の理由により、１要素のみの置換又は削除では化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合には、２要素までの置換又は削除を認める。

（２）化学名を構成する４要素

- ① 母体化合物の構造 ② 対イオンの構造及び数
- ③ 立体異性体の情報 ④ 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

（３）代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合の取り扱い

（１）及び（２）の方法が原則であるが、２要素の置換又は削除を行っても、それらに該当する通知対象物の種類が非常に少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合に限り、当該成分について、「人体に及ぼす作用」を通知することで、法第57条の２第１項及び第２項の規定による通知に代えることができる。

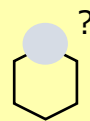
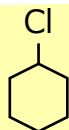
（４）留意事項

- ① 代替化学名の設定に当たり、有害性との関連性が理解できるよう配慮することが望ましいこと。
- ② 代替化学名の使用により危険有害性が労働者に正しく伝達されないおそれがある場合には、代替化学名の使用を避け、可能な範囲で正確な化学物質の成分の情報を通知するよう努めること。
- ③ 代替化学名等の設定は、労働者の安全衛生の確保と、営業の秘密の保護を両立させる観点から運用すること。

代替化学名のイメージ

正式名称（例）

○クロロシクロヘキサン



代替名（例・案）

- ハロゲン化シクロヘキサン
- ハロゲン化シクロアルカン

Ⅳ 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第4 営業秘密として非開示とした場合のSDS等による通知事項及び履行確保の方法

1 「営業秘密」に該当する旨の明示

- 営業秘密による非開示とする場合、「営業秘密」であることを通知することを義務付けるべき。

2 代替名の通知及び代替名の設定方法

- (1) 成分名を非開示とする場合、それに代わる代替名その他情報を通知することを義務付けるべき。

2 代替名の通知及び代替名の設定方法（続き）

- (2) 厚生労働省は、代替名その他の情報の内容を決定するために必要な指針を公表すべき。指針には、次に掲げる事項を定めるべき。

ア 代替名の決定は、名称の4要素のいずれか一つを置き換え又は削除することで行う。ただし、構造が比較的単純である等の理由で、1要素のみの置き換え又は削除では成分名が特定されるおそれがある場合は、2要素の置き換え又は削除を認める。

イ アに関わらず、とが2要素の置き換え又は削除を行っても成分名が特定されるおそれがある場合は、当該成分の危険有害性区分等の危険有害性情報を通知することで、代替名の通知に代えることができる。

ウ 代替名の決定に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 名称の4要素は、①母体化合物の構造、②対イオンの構造及び数、③光学異性体、④母体化合物又は他の置換基に結合している置換基の構造、数若しくは位置とする。
- ② 置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号については削除、その他の情報については一般名への置換とする。
- ③ 代替名の決定に当たっては、代替名と有害性の関連性が分かるようにすることが望ましい。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）
附帯決議（化学物質関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。）

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。（参十と同様。）

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。